令和2年度 第3回

古賀市国民健康保険運営協議会

会議資料

令和3年1月22日

【議事】

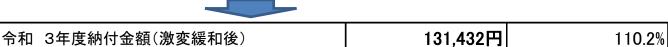
- 〇 国民健康保険事業費納付金の報告等について
- ○「古賀市国民健康保険税率に関すること」の答申案について
- その他

国民健康保険事業費納付金の報告等について

1. 古賀市の納付金額の本算定結果(一般分)

(1)1人当たりの納付金額

	R3年度	対H28 伸び率
平成28年度納付金相当額(決算ベース)	119,268円	
令和 3年度納付金額(激変緩和前)	133,398円	111.9%



[※]古賀市は、平成28年度より令和3年度の金額が上回るため激変緩和措置(平成28年度比110.2%)対象となる。 1人当たりの納付金額は、市町村の保険料(税)収入には関係なく、国保運営に必要な金額を基に算出したもの。

(2)県に収める納付金額

	①R2年度	②R3年度	差(②一①)
医療分	1,095,631,730円	1,072,163,228円	-23,468,502円
後期高齢者支援金分	332,135,558円	327,154,764円	-4,980,794円
介護納付金分	103,685,685円	103,210,850円	-474,835円
合計	1,531,452,973円	1,502,528,842円	-28,924,131円

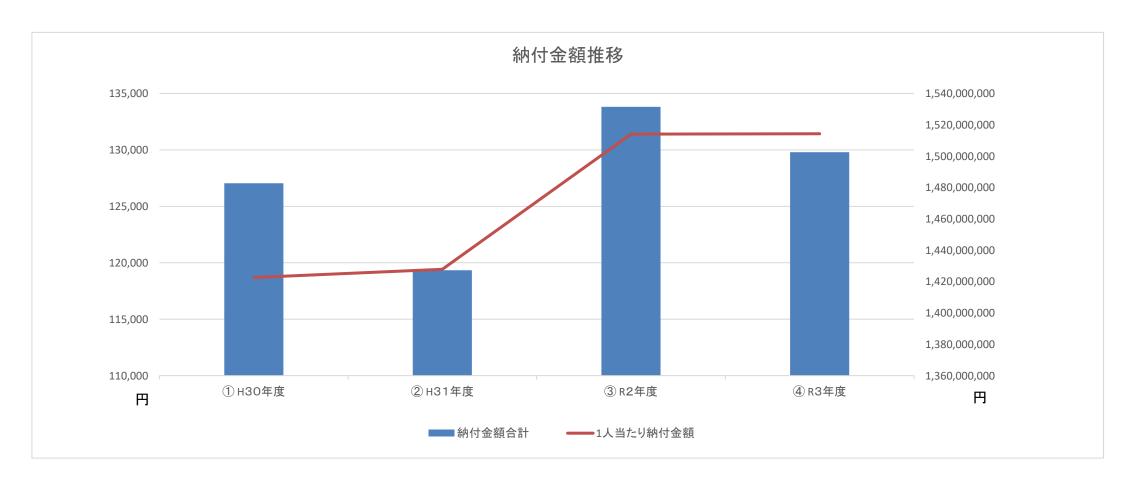
[※]介護納付金分は退職分を含む

R3年度の仮算定納付金からは、約3,300万円の減額。

(3)納付金額の推移

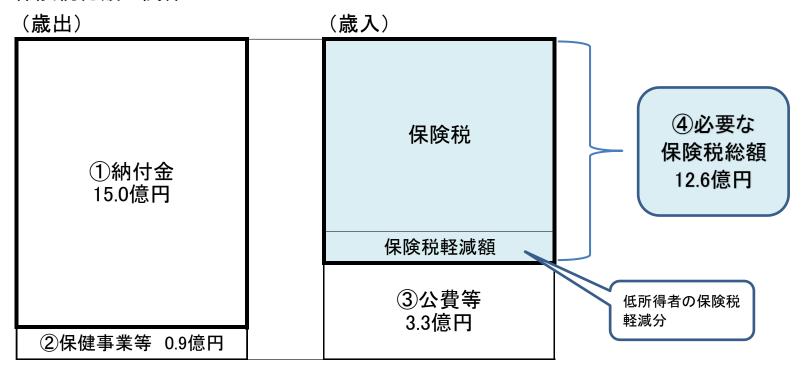
(円)

		① H30年度	② H31年度	③ R2年度	④ R3年度	4-3	4/3
約	医療分	1,050,509,087	1,017,101,217	1,095,631,730	1,072,163,228	-23,468,502	97.86%
付付	後期高齢者支援金分	334,561,287	310,348,222	332,135,558	327,154,764	-4,980,794	98.50%
金額	介護納付金分	97,714,615	99,807,898	103,685,685	103,210,850	-474,835	99.54%
 	合計	1,482,784,989	1,427,257,337	1,531,452,973	1,502,528,842	-28,924,131	98.11%
	人当り納付金額	118,694	119,426	131,399	131,432	33	100.03%



2. 納付金額の本算定結果に基づく必要な保険税の総額

(1)納付金と保険税総額の関係



※本算定結果から国民健康保険特別会計で納付金と保険税にかかる部分を抜粋したイメージ図金額は納付金に基づき再試算したもの

3. 現行の保険税率における保険税の歳入総額(試算)

必要な保険税の総額は約12.6億円のところ、新型コロナウイルス感染症の影響による所得の減少を見込んだ上で、現行の保険税率で試算した歳入は約12.1億円となる。

⇒ 約0.5億円の不足

※必要な保険税の総額には保険税軽減分(一般会計繰入分)も含むため保険税収入とは異なる。

不足する保険税約0.5億円に対し、<u>基金を取り崩すことで保険税率の急激な上昇を抑えつつ</u>、算定可能な範囲で令和3年度の見込みの値を用いて、保険税率を算定する。

※赤字解消を目的とした一般会計からの繰り入れは、原則行わない。

4. 令和3年度の保険税率の検討

●保険税率改定案

基金の取り崩し額に応じ保険税率を検討 (応能割:応益割はいづれも50:50)

現行		用行	基金取り崩し額①	基金取り崩し額②	
		2, 500万円	5, 000万円		
医療分	所得割率	8.40%	8.90%		
	均等割額	23,400円	26,700円		
	平等割額	23,500円	27,500円		
支援分	所得割率	2.90%	2.90%	現行税率と同じ	
	均等割額	8,400円	8,400円	近11 优半と回し	
	平等割額	8,500円	9,000円		
介護分	所得割率	2.40%	2.90%		
	均等割額	13,200円	16,100円		
	平等割額				

※①、②ともに、それぞれの基金取り崩し額に応じ、必要な保険税総額を確保できると見込む保険税率

・所得割:前年中の所得に応じて賦課 ・均等割:被保険者1人当たりに賦課 ・平等割:被保険者1世帯当たりに賦課